# 産業報國會規約例確定す

産業報國聯盟に於て第二、第三、第四回の理事會を行つて慎重に審議研究の結果こゝに産業報國會規約例を確定した。左にその全文を發表する。

（規約ノ前文ニ綱領ヲ明記スルコト）

第一條　本會ハ○○産業報國會ト稱ス

第二條　本會ハ○○會社ノ社長以下役員、職員及勞務者ノ全員ヲ以テ組織ス

第三條　本會ハ綱領ヲ體シテ會員相互ノ意思疏通ヲ圖リ事業ノ發展ニ協力シ會員ノ福祉ヲ增進シ勞資一體産業報國ノ實ヲ擧グルコトヲ以テ目的トス

第四條　本會ハ前條ノ目的ヲ達成スル爲左ノ事業ヲ行フ

一、産業報國精神ヲ涵養スル爲必要ナル事項

一、能率增進、待遇、福利、共濟其他ノ問題ニ付キ意思疏通ノ實ヲ擧グル爲必要ナル事項ニ關スル懇談會ノ開催

一、教養、體育、衞生、共濟、慰安等福利施設ニ關シ本會ニ於テ行フヲ適當トスル事項

一、其他本會ノ目的ヲ達成スル爲必要ナル事項

第五條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一、會　長　一　名

一、副會長　若干名

一、委　員　若干名

一、幹　事　若干名

第六條　會長ニハ當會社々長之ニ當ル

副會長ハ會員中ヨリ會長之ヲ指名ス

委員ハ職員及勞務者中ヨリ定メ會長之ヲ指名ス

幹事ハ職員及勞務者中ヨリ會長之ヲ指名ス

第七條　役員ノ任期ハ○年トシ重任ヲ妨ゲズ但シ補缺者ノ任期ハ前任者ノ殘期間トス

第八條　本會ノ事業遂行上必要アル場合ニハ別ニ部會ヲ設ケ又ハ特別委員ヲ置クコトヲ得

第九條　本會ノ經費ハ會員ノ掛金、會社ノ寄附金、其他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第十條　本規約運用上必要ナル事項ハ會長別ニ之ヲ定ム

## 産業報國會規約作成上の注意事項

本規約例は規約中の骨子となるべき重要な點を示したるものなり。詳細の點は、個々の事業場の實情に應じて適宜決定すべきものなり。

**一、綱領及社是**　冒頭に綱領（社是ある場合は綱領と共に社是を）を掲ぐるを可とす。綱領は産業報國聯盟のものを掲げられたし。

**二、名稱**　名稱は産業報國會なる名稱を使用するか又は名稱中に産業報國なる文字を使用せられたし。

**三、組織**　産業報國會の會員は重役、職員及勞務者等事業に從事せる全員を以て組織す。支店工場、支店鑛業所等の如きに在りては、工場長又は鑛業所長以下従業員の全員を以て組織し、會長も工場長又は鑛業所長之に當るも可なるべし。社長を會長とし工場長又は鑛業所長を副會長とするは一層適當なるべし。

尙事情に依りては一地方又は一町内の事業者従業員合同して産業報國會を設置するも差支へなし。

**四、事業**　規約例中第四條第一項及第二項は必ず行ふ事を要するも、第三項は會社の規模、事業の種類に依り必ずしも一律を期し難かるべきを以て、差當り簡易にして多くの經費を要せざる事項より着手し漸次完璧を期するも可なるべし。

**五、産業報國會と既存諸機關との關係**　産業報國會と既存諸機關との關係を例示すれば左の如し。

工場（鑛山）懇談會　貯蓄組合
親睦會　工場防護團
修養會　國防婦人會
共濟會　職員倶樂部
安全委員會　工場幹部會
能率研究會　健康保險組合
國民精神總動員實踐會　等々

○○産業報國會

既存機關は産業報國會の一翼として、事業の一部を擔當するを可とす。物心兩面より産業報國の實を擧ぐる趣旨より、各種の福利施設は可及的に産業報國會に於て統一するを可とす。

**六、役員**　役員の種別は個々の事情に依つて本規約例に定めたるものゝ他適宜定むれば可なり。委員の選出は既存機關（健康保險組合、共濟組合等）の委員を之に充つるも新たに選出するも個々の事情に依り適宜定むべきものとす。場合に依つては顧問又は參與制度を設くるも差支へなかるべし。

**七、委員の決定**　委員の決定方法は事業上の事情により適宜定めれば可なり。例へば既存機關（健康保險組合、共濟組合等）の委員を之に充つる場合もあるべく、新に選出する場合もあるべし。要は産業報國精神に基き會内の秩序を保持し、從業員の意思疏通するやう運用するを適當なるものを決定するを本旨とす。

**八、懇談會**　懇談の爲の委員會は定時並臨時に成るべく屢々開催するを可とす。

**九、審議方法**　各種の委員會の議事等に就ては工場の實情に適するやう運用すべきものなるも、本員の精神が勞資一體、産業報國の實を擧ぐるに在るに鑑み、委員會の議を定むるに當つても必ずしも多數決に依るを要せず會員双方の隔意なき懇談熟議を遂げ完全なる理解と協力とを實現するやう努められたし。要は從來の對立觀念に基く單なる協調的思意疏通に非ずして勞資一體産業報國の精神に悖らざるやう運用せられたし。

**一〇、經費**　一般の經費及懇談會の費用は會社にて之を負擔し、福利施設の如き多額の費用を要するものに就ては一部を會員の負擔と爲すも可なるべし。

**一一、規約運用上の細目規程**　實際の運用に當り重要事項に就ては之を委員會に諮る如くするは意思疏通上肝要なるべし。

## 子安參事應召

新設の産業報國聯盟事務局に勤務したばかりの子安浩君は突如應召され、陸軍歩兵少尉として勇壯なる英姿を以て○○隊に入隊した。



# 勞資關係調整方策に關する政府の方針確定す

さきに厚生省は勞資關係調整に關し警察部長、特高課長及調停課長の諸會議に於て、政府の所信を披瀝したのであるが、更にこゝに内務厚生兩次官の名を以つて左の如き地方長官宛通牒を發し、全國地方廳はその通牒に基き强力なる指示を開始せんとする由でさる。蓋し産業報國運動における官民合體の趣旨から云つてまことに力强き事柄であると云はねばならぬ。左にその全文を掲げる。

## 勞資關係調整方策實施ニ關スル件依命通牒

厚生省發第五五號
昭和十三年八月二十四日
厚生次官
內務次官
爲
廳府縣長官殿
（東京府知事ヲ除ク）

最近ニ於ケル勞資ノ關係ヲ見ルニ勞資双方共充分ノ時局ノ重大性ヲ認識シ極力相互間ノ摩擦ヲ避ケ協心戮力シテ産業ノ平和ト生産力ノ擴充トニ努ムルノ態度ヲ示シツツアルコトハ喜ブ辜ブベキ傾向ト認メラル然レ共今後時局ノ推移ニ伴ヒ産業勞働界ニ幾多複雜困難ナル問題ノ相次イデ起起スルコトナキヲ保シ難キニ就テハ此ノ際斯カル氣風ヲ益々助長スルト共ニ更ニ進ンデ勞資ノ關係ヲ調整スベキ確固タル方策ヲ樹立スルノ要極メテ緊切ナリト謂ハザルベカラズ惟フニ産業ハ事業主從業員各々其ノ職分ニ依リテ結バレタル有機的一體ニシテ共ノ間解敵ノ對立、利害ノ衝突等ノ存在スベキモノニアラズ而モ産業究極ノ使命ハ之ニ依テ國民ノ厚生ト國力ノ充實トヲ圖リ以テ國家ノ興隆ニ貢獻スルニ在リ從ツテ産業ニ從事スル者ハ事業主モ從業員モ相共ニ産業ノ國家的使命ヲ體シ各々其ノ職分ヲ盡シテ渝然一體トナリ産業ヲ通ジテ國家ニ奉ジ以テ皇運ヲ扶翼スルノ覺悟ヲ有セザルベカラズ即チ事業ノ經營ニ當ルノミ存スルニアラズ國家ノ發展ノ爲ニ存スルモノナルコトヲ深ク認識シテ産業報國ノ精神ヲ以テ經營ノ任ニ當ルト共ニ從業員ニ對シテハ物心兩面ニ亘リ其ノ福祉ノ增進ニ努ムル所ナカルベカラズ又勤勞ヲ以テ産業ニ從事スルモノハ勤勞ハ單ニ自己ノ生活ノ爲ニノミ爲サルルニアラズ國家ノ興隆ニ貢獻スルガ爲ニ爲サルルモノナルコトヲ深ク認識シテ産業報國ノ精神ヲ以テ勤勞ニ努メ忠實ニ其ノ職分ヲ盡シテ事業ノ發展ニ協力スル所ナカルベカラズ敍上勞資一體産業報國ノ精神ハ勞資關係ヲ規制スル根本ノ基調ニシテ本精神ヲ普ク勞資双方ニ對シ涵養徹底セシムルコトハ現下ノ時局ニ鑑ミ最モ喫緊ノ要務ナリト認メラル本件ニ關シテハ先般來各種ノ會議ニ際シ既ニ屢々訓示セラレタル所ニシテ各位ハ其ノ趣旨ニ從ヒ既ニ御配慮中ノコトト思料セラルルモ今回別添ノ如キ勞資關係調整方策要綱ノ決定ヲ見タルニ就テハ爾今本要綱ニ依リ實施相成所期ノ目的達成上遺憾ナキヲ期セラレ度依命此段及通牒候也

### 勞資關係調整方策要綱

一、勞資雙方ニ對シ皇國産業ノ本義タル勞資一體産業報國ノ精神ヲ普及徹底セシムルコト

各種ノ會合等勞資ニ接觸スル機會ヲ捉ヘテ本精神ノ强調宣揚ヲ圖リ他面之ガ爲ノ講演會、懇談會等ヲ開催スルコト

二、各事業場內ニ右ノ精神ヲ具現セシムル目的ヲ以テ左記要綱ニ依リ團體（例ヘバ産業報國會）ノ設置ヲ勸奬スルコト

（一）組織

事業主從業員雙方ヲ含メタル全體組織ノモノタルコト

（二）目的

事業主從業員雙方ヲシテ産業ノ國家的使命ヲ體シテ勞資一體産業報國ノ精神ノ把握並ニ實踐ヲ期セシムルコト

（三）事業

（イ）懇談會ノ開催

勞資懇談ノ機關（委員會）ヲ設ケ産業報國ノ精神ヲ基調トシ、能率增進、待遇、福利、共濟、教養其ノ他各般ノ問題ニ亘リ腹蔵ナキ懇談ヲ遂ゲ相互ノ完全ナル理解ト協力トヲ實現シ勞資一體産業報國ノ實ヲ擧グルニ努ムルコト

委員ノ決定、委員會ノ構成並ニ會議ノ方法等ハ各事業場ノ實情ニ應ジ適宜之ヲ定ムルコト但シ從業員自ラ選ビタル委員ニハ從業員自ラ選ビタルモノヲ加フル適當トス

（ロ）教養、保健、福利、共濟、慰安其ノ他ノ諸施設ニシテ特ニ本團體ノ事業トシテ行フコトヲ適當トスルモノハ之ヲ本團體ノ事業トシテ行フコト

（四）事業場ノ事情ニ依リテハ前項（イ）ノミヲ行フ團體タルモ差支ヘナキコト

（五）本團體設置ノ勸奬ハ大體從業員百人以上ノ事業場ヲ以テ差當リノ目標ト爲スベキモ事業場ノ事情ニ依リ適宜考慮スルコト

（六）本團體設置ノ勸奬ニ當リテハ其ノ趣旨ヲ充分納得諒解セシムルト共ニ之ガ運用ニ付テハ設置ノ目的ヲ充分ニ達成セシムルヤウ啓發指導ニ努メ其ノ充實ヲ期セシムルコト

（七）事業場ニ於ケル既存ノ團體若ハ機關ヲ同ジクスルモノアル場合ニハ別ニ本團體ヲ設クルノ趣旨ニ非ザルコト

（八）本團體ヲ設置シタルコトヲ理由トシテ勞働組合ノ解散ヲ强フガ如キ事ニ出ヅルコトハ之ヲ避ケシムルコト

× ×